

〈連載〉国際人権先例紹介 (1)

国際人権先例を学ぶ意義

— 連載開始にあたって —

阿部 浩己
(本法務研究科教授)

国際社会の法である国際法の中に人権という観念が本格的に登場するようになったのは第2次世界大戦を経てのことである。「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等で奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなす」という崇高な理念のもと、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として」世界人権宣言が1948年に公布された。国連憲章に引き続いてつくり上げられた世界人権宣言こそ、今日私たちが「国際人権法」と呼んでいる法分野の中核に位置する最も大切な規範文書にほかならない。

世界人権宣言は、その後、社会権規約、自由権規約を生み出し(1966年)、さらに、人種差別撤廃条約(1965年)、女性差別撤廃条約(1979年)、拷問等禁止条約(1984年)、子どもの権利条約(1989年)、移住労働者権利保護条約(1990年)、障害者権利条約(2006年)、強制失踪条約(2006年)といった主要人権条約の母体となっていく。これら諸条約には、履行を確保するための特別の仕組みが設けられているが、そのなかにあって、今後いっそう重要性をましていくと思われるのが個人通報制度である。

個人通報制度は、2008年9月末現在、次の条約について適用されている。人種差別撤廃条約、自由権規約(選択議定書による)、拷問等禁止条約、女性差別撤廃条約(選択議定書による)、障害者権利条約(選択議定書による)。このほか、移住労働者権利保護条約、強制失踪条

約、社会権規約(選択議定書による)についても、必要な条件が充足されしだい、制度が起動する予定である。(なお、子どもの権利条約には、現在までのところ個人通報制度は備わっていない。)

個人通報制度とは、人権条約上保障されている権利を侵害され、国内でその回復がはかれなると主張する者に、国境を超えて救済の回路を提供するものである。条約ごとに設置された機関(たとえば、自由権規約については自由権規約委員会)に被害者が「通報」(あるいは「請願」)と呼ばれる救済申立を行い、所定の手続要件を満たしていると判断されたものにつき、条約違反の有無が認定されることになる。仮の権利保護をはかるため、「暫定措置」(仮保全措置)が命じられることもある。条約違反の有無についての判断は「見解」や「意見」あるいは「決定」といった形で示されるが、手続要件を満たしていない場合には「不受理」という決定により、その段階で訴えが却下され、実体審査についての判断までは行われない。

条約違反の判断が示されると、被害者に対して救済措置が指示される。そして、その救済措置を現にとったのかどうかを確認するため、フォローアップ措置もとられるようになっている。現在まで日本は、移住労働者権利保護条約と、障害者権利条約と強制失踪条約を除き、上記主要人権条約をすべて締結しているが、「司法権の独立」を毀損するという懸念などから、個人通報制度はいずれの条約についても受け入れて

いない。

とはいえ、私たちが個人通報制度について学ぶ意義は小さくない。第一に、条約機関が示す判断は、条約の解釈や事実認定の仕方などについて先例的な価値をもつ。そのため、それを、そのまま定期報告審査や国内裁判などの場で援用することができる。

第二に、日本を相手に個人通報制度を利用できないからといって、日本の市民が個人通報制度から無縁のままというわけではない。個人通報制度を受諾している別の国を相手に日本の市民が当事者として個人通報制度を利用することは単なる理論的可能性の域にとどまっていない。

第三に、たとえ日本相手でなくとも、日本の法律家が代理人となってどこか別の国相手の個人通報にかかわることも考えられる。その際には、個人通報制度のもとでの「先例」を知っていることが不可欠である。

第四に、日本が個人通報制度を受け入れる時が必ずやってくる。いわゆる先進工業国のなかで個人通報制度をまったく利用できないのは、実質的に日本だけといって過言でない。国際社会における位置づけを考えても、日本がこの制度から距離をおき続けることは不自然というしかない。日本を相手どって個人通報制度を利用できる日はもうそこまで来ているのではないかと、とも思う。日本の法曹は、「その時」に備えておく必要がある。

ここでは以上のような認識をもって個人通報制度事例を紹介していくが、すべての事例を紹介することはできないので、自由権規約の下での先例を中心に、比較的近年のもので特に重要なものを選んで順次紹介していくことにする。条約機関による判断の全文を訳すかわりに、当事者の主張や委員会の判断のポイントを要約す

るようにしてある。判断の全文については国連のデータベース (<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/Pages/HumanRightsBodies.aspx>) に直接アクセスしていただければ幸いである。

個人通報事例において各条約機関が条約諸規定をどのように解釈しているのかを知ることは、私たちが日ごろ慣れ親しんだ日本の裁判所や行政機関の条約解釈のあり方を相対化する大切な契機にもなる。思考の幅を広げるとい意味からも、ぜひ関心をもっていただければと思う。

なお、この「国際人権先例紹介」は、2006年に設立され、私が理事長を務める、特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウの事業としてすでにそのホームページ上 (<http://www.ngo-hrn.org/>) で公表されているものに、本誌掲載用に必要な修正を施したものであることをお断りしておく。実際の執筆作業は、神奈川大学法科大学院非常勤講師でもある小豆澤史絵（横浜弁護士会）を幹事に、近江美保（神奈川大学大学院法学研究科博士後期課程）、川本紀美子（同）、藤井正子の各氏がこれを行い、私が監修するという形態をとっている。

【略称にてについて】

本連載では各条約の表記について次のような略称を用いる。

市民的及び政治的権利に関する国際規約→自由権規約

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約→人種差別撤廃条約

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約→女性差別撤廃条約

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する条約→拷問等禁止条約